

第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会

【日 時】：平成24年11月20日（火） 13：15～14：30

【場 所】：鳥取県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

【出席者】：別紙記載

【次 第】：別紙記載

【議事録】：

（室長）

失礼します。それでは、定刻となりましたので、第1回島根原子力発電所に関する安全協定に係る協議会を開催したいと思います。本日の参加者につきましては、お手元の出席者名簿の通りでございます。出席者の紹介につきましては省略させていただきます。なお、本日鳥取県の町村会の代表で江府町の副町長において頂く予定でしたが、所用により、本日は、江府町の影山総務課長に代理で来て頂いております。まず最初に、鳥取県、米子市、境港市を代表しまして、鳥取県の城平危機管理局長より挨拶をお願いいたします。

（城平局長）

皆さん、改めましてこんにちは。11月という慌しい時期にお忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。中国電力の皆様、そして米子市、境港市の皆様それから、町村代表の江府町から参加頂きました。本当にありがとうございます。特に中国電力の皆様は島根原子力本部、広島本社の方からも遠路おいで頂きました。また、多くの皆様にご参加頂きまして本当にありがとうございます。さて、ご案内の通り9月19日には原子力災害対策特別措置法が改正になりました。これは規制庁の発足と、法律と合わせてでございますけれど、原子力災害対策特別措置法の改正によりまして、地域防災計画の中に島根原子力災害対策編というのを、この鳥取県内では予め作っておりましたので、その日から米子市、境港市は関係周辺市になりましたし、鳥取県は関係周辺県という位置付けが法律上なされた所でございます。その後10月31日には原子力災害対策指針が法律上のものとして定められました。その中でUPZという緊急防護対策を準備しておく地域ということで従来のEPZ10kmから30kmに拡大されまして、それにより、境港市全域と米子市の一部の地域がそのUPZ内に入ることが明らかになりました。そのようなことを受けまして11月1日に米子市長、境港市長とそれから平井知事が広島の中国電力本社におじゃまいたしまして、荻田社長さんに直接立地県、立地市並みの協定の改定と、安全協定と要綱に基づきます協議会の設置をお願いしたところでございます。その際荻田社長さんはその場で安全協定の運営要綱に基づきます実務者の協議会の設置をやろうということで、直ぐにお答え頂きました。その際には、社長さんの方にご英断を頂きまして、大変ありがたく思っておりますし、感謝をしております。そのような経過で本日の協議会が第1回目ということで、行う運びとなったわけですが、実はその基となっております安全協定は今年の12月25日に締結させて頂いたものです。私は安全協定の協議に昨年このような形

で協議をさせて頂きました。その際鳥取県、米子市、境港市もその当時はEPZが10kmでございましたので、そういう範囲内にはありませんし、関係周辺市町村、あるいは関係周辺都道府県には位置付けられてはいない中ではございましたが、中国電力の皆様の方は福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、安全協定締結に向けて前向きにそして、建設的に協議をして頂きました。おかげさまをもちまして、12月25日にその当時としてはEPZ外としては全国で初めて安全協定を締結させて頂くことが出来ました。その際の、中国電力の皆様の努力に感謝いたしまして、そのような努力を踏まえた鳥取県内の米子市、境港市の方の住民意見の取り纏めにご苦労をおかけいたしましたし、県の部分でも色々な調整が必要となりました。そのような事を踏まえてできた安全協定でございましたけれどもその協定を基にしてこのような協議の場が設置できるという事になった事につきまして、その協定はやはり結んでいて良かったなど言う事を改めて感じました。また、協定を締結した後では協定を結ぶことも重要ですが、協定に基づいてどうやって運用していく事が非常に重要だったかと思えます。そのような中で1月に入った早い時期に島根原子力発電所を停止される時でしたけれど、中性子線を測定するモニターの不具合を起こされて安全協定に基づく現地確認をさせて頂きました。これは、米子市、境港市と一緒に鳥取県も入らせて頂きましたが、島根県の方も島根県の安全協定に基づく立入調査に入られました。その際に島根県とまったく同じ対応を中国電力にして頂きました。協定上の文言は違いますが、現地確認をさせて頂いて、島根県と基本的には同じ確認をさせて頂いて、島根県では調査になりますが、私どもは確認をさせて頂いて、それに基づいて意見も述べさせて頂いて、それについても誠意を持って対応して頂いたという運用をして頂きました。また、定期点検の情報等の様々な報告を逐次頂いておりますし、私どもは、なにぶん原子力防災を始めるのは日が浅い状態ではございましたので、勉強会というものを開いて頂いて、原子力防災について一緒に学ばせて頂いているという、ご協力も頂いております。この様なことについても改めて御礼を申し上げたいと思えますし、本当に立地県、立地市と変わらない対応をして頂きましたことに感謝を申し上げたいと思えます。今回、そのような中で昨年12月に結んだ協定の改定をしたいということで申し入れをさせて頂いたわけですが、私どもも、全国の状況を私たちに認識しているところでございます。その様な事で考えますと、非常に難しい協議になるという事はこの協議が始まる前から私どもの方も十分覚悟をしている所ではございますけれども、前回も全国でEPZ外での締結が無かった中で、この関係者の皆さんが前向きで建設的な協議を進めた結果として協定を結べたという事もございますので、今回もその様な姿勢で、前向きで建設的な協議を進めていくことが出来ればと考えておりますし、改めてその様な協議をお願いしたいと思います。

この協議にあたりましては、私どもの方では原子力災害対策特別措置法に基づきまして3月までに今ある地域防災計画を改定しなくてはならないという制約も抱えております。これは、県だけでなく米子市、境港市さんも同じ状況でございます。地域防災計画の中にこ

の安全協定の内容なども含めて盛り込んだ上で地域防災計画を定めていこうということを考えておりますので、今回の改訂の協議もその様な中で3月を第一の目途として、協議を進めさせて頂ければと思っております。第1回目の協議を始めるにあたりまして、色々なお願いも申し上げましたが、この協議が実り多くなりますよう皆様のご協力をお願いいたしまして、私の方からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(室長)

ありがとうございます。続きまして中国電力株式会社を代表しまして、島根原子力本部、長谷川副本部長よりご挨拶をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(長谷川副本部長)

島根原子力本部の長谷川でございます。会社を代表いたしまして冒頭挨拶を申し上げます。まずは、日ごろから私ども島根原子力発電所の運営に関しまして、いろいろとご指導ご協力を頂いておりますことに、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、本をただせば、昨年に取りました福島第一原子力発電所の事故、この大事故は国民の皆様には、大きな原子力発電に対する不安を抱かせたものでございます。とりわけ、私どもの立地県あるいは、隣接の鳥取県の皆様のご心配というのはいかがばかりかというふうに思っております。そんな事も踏まえまして今、城平局長のご挨拶にもございましたけれども、私どもは昨年12月、全国に先駆けて鳥取県、米子市、境港市様と安全協定を締結させて頂きました。以来この1年間、その履行を着実に果たしてきたというつもりではございます。今局長の方から例えば、この1月に起きたけれども運転制限の逸脱時の対応。こちらについては、いわゆる立入調査、現地確認と違いはございますけれども、実質としては立地自治体並みだったと言う評価を頂くなど非常にうれしい気持ちでいっぱいではございます。当社では、まず、このような福島の事故を島根原子力発電所では絶対に起こさないという強い信念のもと、種々の安全対策に取り組んでおります。そのためには、徹底した安全対策を確実に、より早く、これをモットーに全所員一丸となって、現在、安全対策に取り組んでいる所でございます。国の規制動向といたしましては、9月には原子力規制庁が発足いたしまして、来年の夏には新しい、規制の枠組みが示されるのではないかと考えております。私どもの発電所もこの規制をさらに超えた安全対策を実施すべく、この規制の動向にも注視しながら、対応を進めているところでございます。また今お話にございました防災対策につきましても、9月以降動きがございました。これに伴いましてこの地域の皆様方には地域防災計画の見直し、あるいは広範囲に及びます避難計画の策定と、従来、事故前には有り得なかった、多大なご迷惑をかけていることに対しまして、この場で再度お詫びを申し上げたいと思っております。こうした中、11月1日には、鳥取県平井知事様、米子市野坂市長様、境港市中村市長様、この御三方に、わざわざ弊社広島の本社までおいで頂まして、安全協定の申入れを頂いた所でございます。当社といたしましては、この申入れの趣旨をしっかりと受け止め今日から始まります、この協議会の場で皆様方のご意見を真摯に聴いていく所存でございます。また私どもも必要があれば、私ど

もの考え方、あるいはお聞きしたいこと等も率直に述べさせて頂ければと思っております。私どもの方は昨年暮れに比べまして、異動等がございまして若干メンバー等が変わっておりますので、改めての対応よろしくお願いいいたします。さらには本日この後島根原子力発電所の安全対策、あるいは防災対策の説明をさせて頂く時間も設けさせて頂いております。誠にありがとうございます。重ねて申し上げますけれども、まずは発電所の安全をしっかり守る、安全対策を遂行する、これが一番だと考えておりますけれども、本日から始まります安全協定の協議につきましても同様に真摯に対応してまいりますので、この場で改めてお願い申し上げます、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願いいいたします。

(室長)

どうもありがとうございました。ここから先の進行につきましては、城平鳥取県危機管理局長の方で行いますのでよろしくお願いいいたします。

(城平局長)

それでは、お手元の方に次第を配らせて頂いております。議題に入ります前に、今回協議は米子市さん、境港市さん、中国電力さん、私ども鳥取県の4者でございますので、全部の方の紹介は今回省略させて頂きますが、米子市さん、境港市さんの部長さんの方からそれぞれ自己紹介と簡単なご挨拶をお願いできればと思います。

(米子市)

米子市としましては、鳥取県、あるいは境港市さんと適切な連携を取りながら、皆さんと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

(境港市)

境港市の伊達です。全市がUPZ内となりました境港市です。そのことを踏まえて、この間公民館で講演会もして頂いたりとか、市民の方が原子力発電所を視察させて頂いたり等、これは行政関係なく、住民の方がやっておられるもので、非常に住民の方も関心が高いし、知れば知るほど不安も高くなるという状況もあります。この間市議会議員と市民との懇談会もあったのですが、1時間ぐらいの意見交換会の中でも8割方、防災の事でその中でもとりわけ原子力で関心が高く、不安を非常に持っておられる住民の方が非常に多くおられるという状況ですので、今日からの実務者の協議会を実りのあるものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

(城平局長)

どうもありがとうございました。それでは、議題の方に入らせて頂きたいと思っております。先ほど長谷川副本部長さんの挨拶にもございましたが、まず最初は島根原子力発電所の安全対策だとか、防災対策の取り組み、特に法律が改正になった後の取り組み等についても含めて説明が頂ければと思います。よろしくお願いいいたします。

(中国電力)

・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料説明のため省略・・・・・・・・・・・・・・・・

(城平局長)

ありがとうございました。何点か伺い、確認にもなりますが、今安全対策の関係で説明頂きましたが、以前の原子力安全・保安院の指示に基づいて実施されたという認識ですが、規制庁になってからは未だ具体的には新たな指示はなされていないという事でよろしかったでしょうか。

(中国電力)

はい。保安院のころは行政指導文書でもって安全対策を決めておりました。もともとスタートは電力会社が自主的に始めて、後から行政指導が追いつきました。そうした中で規制庁ができ、法律上、行政指導文書は引き継がれているという認識で動いているが、規制委員会委員長の話を聴くと、新たな基準は全て法律で制定することなので、現行の原子炉等規制法改正の中に全て盛り込んで最終的には来年の7月に決まると、我々としてはその法律が出来るのを待つのではなく、出来るところは海外の知見も含めてやっていくという状態であります。

(城平局長)

行政からの指示文書ということでしたけど、それ以外に独自でされている部分というのは先ほど説明された部分にはあるのでしょうか。

(中国電力)

実は保安院の30項目は指示なのか良く分からない部分でございまして、30項目の観点から行くと、ほぼこのような取り組みは内包されています。その中で無いものは、例えば3号機の原子炉補機海水ポンプエリアの蓋です。これは当社が海外等の知見等を踏まえまして、独自でやった最たるもので、日本でここしかありません。その他にも、直接的にはございませんが、貯水槽の補強工事を行いました。これは水源の確保という観点で、これも直接的には行政指導文書には無い部分ではございますが、我々として、淡水を注入する重要性を踏まえて、この貯水槽が地震で壊れても使えるように、内張りをすることで淡水源を確保ができたというのは当社独自の取り組みでございます。

(城平局長)

逐次、整備をされている様子は、訓練を公開されたりとか、あるいは見させて貰いに伺ったりということでの取り組みの状況を見させて頂いているので引き続きお願いしたいと思います。そのような中で2号機のストレステストを出されていますが、この扱いは決まっていないと受け取っているが、それでよろしかったでしょうか。

(中国電力)

おっしゃるとおりです。ストレステストは4大臣の指示に基づいてやったわけですが、規制委員会ができ、規制委員長はストレステストは再稼動等の基準には使わないとおっしゃったので、現在は審査もストップしている。ただ、一方でストレス自体は委員長も否定はしておらず、こういった安全の手法についてはどしどしやるべしとおっしゃっている。

そして、その中身が新しい基準にどうなるのかという部分については全部ではないが使用するものもあるということで、思わせぶりの表現ではありますが、当社としては引き続き他の号機のストレステストも並行して進めているところでもあります。これはあくまで自主的にやれるものはやろうという観点から行っているものであります。

(城平局長)

法律の改正、法律の詳細が出るまで待っていると遅いので取り組んで頂いてということだと思いますので、今、1・2号機は営業運転は停止しておりますが、燃料はありますので、冷却し続けることが大事なので引き続きそのような取り組みをお願いしたいと思います。そのような中で法律の関係で、原子力事業者防災業務計画が修正作業中ということですが、これの協議につきましては鳥取県は関係周辺都道府県として協議を受けて、関係周辺市である、米子市、境港市には鳥取県から意見を照会し、その上で回答するという事になっていますが、この辺りについては立地県との違いがあるのか教えて貰いたい。

(中国電力)

原子力災害対策特別措置法において、立地県、立地市、そして関係周辺都道府県である鳥取県は防災上の権限は一緒です。従いまして我々は今回の防災業務計画については島根県、松江市、鳥取県さんと直接的に平行して協議をしていく形になります。

(城平局長)

基本的に立地と同じということで、先ほど説明があった防災業務計画の中に盛り込むことだとか、あるいは緊急時の連絡通報体制等についても私どもの方は、立地と特に違いが無いということだと思います。

(中国電力)

局長のおっしゃるとおりで、法律で同等に扱われております。

(城平局長)

防災業務計画の中には、米子市、境港市の方は関係周辺市となり市長に避難指示を出す権限や警戒区域を設定する権限が新たに付与されるが、この辺りについて防災業務計画との絡みというのは何か出てくるのでしょうか。

(中国電力)

いわゆる、オフサイトの活動の事をおっしゃっているんだと思いますが、元々、防災業務計画はオンサイトの安全対策ではなく、実際に放射性物質が出た後のオフサイトの対策で、当社としてすべきことが書かれており、ただ当社が主体ではなく、周辺の自治体が主体でなされる部分で、それにつきましては防災業務計画には直接的な記載はありませんが、我々の活動が地域防災計画と齟齬が生じてはよろしくないで、そういった観点からのすりあわせが主たる協議ポイントになろうかと思えます。そういった観点からの指摘があれば当社の防災業務計画に反映することになろうかと思えます。

(城平局長)

立地県、立地市、周辺県、関係周辺市である米子市、境港市の防災についての権限はほと

んど同じでそれについて、私どもの方で作る地域防災計画と、中国電力さんの方の防災業務計画との整合性をとっていかなければならないということによろしいでしょうか。

(中国電力)

原子力災害対策特別措置法はそのようになっております。また時期がきましたら、この協議会とは別になるかは分かりませんが、またよろしく申し上げます。島根県さんとも話しながら進めてまいります。

(城平局長)

あと一点でございますが、防災業務計画の中には新しく関係周辺県にも立入検査権が法律に基づき出来ました、防災業務計画の中には、それを受けるような事も書かれているのでしょうか。

(中国電力)

具体的にどう受けるかという事はあまり記載はありませんが、法律上いろいろな規制がありますので、それに基づき厳粛に対応するというものです。寧ろ書かないほうがいいのかもしいです。どのような観点から来るか自治体が検査されると思いますので、その辺については防災業務計画の議論の中で色々ご意見を頂ければよろしいかと思います。

(城平局長)

ありがとうございます。私の方からは、以上ですけれども、ご参加頂いている皆様の方からは如何でしょうか。何か確認されたい事ですか質問はよろしいでしょうか。

それでは、今説明を頂きましたけれども、安全対策ということは非常に重要でございますので、引き続き取り組んで頂きたいと思っておりますし、国の方の色々な基準が明確にされない所もございますけれども、私どもの方も一生懸命住民の皆様の安全のために取り組んでいきたいと思っておりますし、是非中国電力の方も今説明頂きました様な取り組みを引き続き取り組んで頂きたいと思っております。

それでは、次の議題に移らせて頂きたいと思っておりますけれども、安全協定の改定項目についてという事で、説明をさせて頂きたいと思っております。

お配りしております資料、鳥取県資料とさせて頂いておりますけれども、こちらに項目を書かせて頂いておりますので、その理由なども含めて少し説明をさせて頂きます。

まず、一番最初が計画等の報告を計画等の事前了解に改めるという所から4項目を書かせて頂いておりますが、これの前段にあたります所は、法律改正の説明も受けさせて頂きましたし、それから冒頭私の方から挨拶もさせて頂きましたけれども、今回の法律等の改正によりまして基本的には立地県、立地市と同様な法的な権限が出来たということ、それから緊急の防護措置の準備をしなければならない区域のUPZに立地県、立地市と同じようにかかっているということ、住民の皆様の安全を確保するために協定の改定をお願いしたいというのが全体としてのお願いではございますが、その中で、計画等の報告を事前了解にという所につきましては、原子炉についての重要な変更される時には、原子炉施設の安全に繋がっているものではございますので、計画の段階から未然防止の観点で計画のチェッ

クだとか、計画内容への意見を言わせて頂きたいと。それを事前了解という所までお願いをしたいというのが項目でございます。それから次に二つ目の項目でございますけれど、現在核燃料物質の輸送計画、これについてはご連絡を頂いている所ではございますけれども、その中で核物質防護に関する詳細な情報については除くというふうになっておりますので、この部分は加えて頂きたい。今回国の方で改正されました、原子力防災対策指針だとか、それを受けた内閣府、消防庁が示されました原子力災害対策についての地域防災計画の中できちんと事故現場周辺の住民の避難だとか、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を地域の自治体が講じるようになっていっているものですから、これについても予め情報を頂くようお願いしたい。万一の事故に備えられるようにさせて頂きたいというものでございます。核物質防護という観点を現在法律で検討されている所ではございますが、住民の皆様の安全を考えると、この情報を予め頂きたい所ではございます。それから、3点目として現地確認を立入調査にということをお願いしたいというものでございます。

これについては、先ほど話にありましたけれども、原子力災害対策特別措置法で私ども県の方には、島根県と同じように立入検査権というものが法律上認められました。その立入検査権に基づいて施設を見たり、帳簿を見たり、書類などを検査したり、それから質問も法律上出来るということになりましたし、それから何かがあった時の安全対策のために入る立入調査、あるいは現地確認というものが災害の影響が境港市、米子市地域を含みます鳥取県に影響があるということがございますので、これは立地県あるいは立地市と同等の立場で協定上の現地確認を立入調査に修正、改めて頂きたいと思います。それから4点目でございます。現在の現地確認というものについては現地確認をして、意見を言わせて頂いて、それについては誠意をもって対応するという事を盛り込んで頂いているわけでございますけれども、この点を立入調査に修正をして頂いた上で、立地県、立地市の協定にあります立入調査の結果に基づいて適切な措置を要求するという規定がございますので、予防、再発防止のための措置としては、是非必要なものという認識をしておりますので、これは立入調査とセットとして規定を加えて頂きたいというものでございます。

この4点が立地県、立地市と私どもの安全協定と異なる点だという事を認識しておりますので、是非この4点についてお願いをしたいと思っております。これについては、鳥取県議会の決議をつけさせて頂いております。10月12日に鳥取県議会で議決されたものでございますが、前段は省略させて頂いて、下から3行目から見て頂いて、様々な見直しが行われていること、それから原子力防災対策の進展を受けて、県においては、現在の安全協定等が原発の所在都道府県並みとなるよう改定を申し入れ、中国電力株式会社においては、これに誠意をもって応じられることを強く求め、ここに決議するという県議会の総意での決議がされているところでございます。是非これについてご検討をお願いをしたいと思っております。ただ、本日こちらの方からお示しをしまして、4つの項目につきましては、直ちにここで回答できるというような内容ではないというのは重々認識をしておりますので、これについては持ち帰って頂いた上でご検討をお願いしたいと思っております。私の方からは

説明は以上ですけれども、米子市さん境港市さんの方からこの項目等につきまして補足がございましたらお願いします。

(境港市)

項目は城平局長が申し上げた通りですが、安全協定については米子市は10年以上前、境港市も7～8年になり、従来からEPZ外ではあるが、天候によっては影響があるということで、市民の思いを申し入れしてきたわけで、現在福島では「それみたことか」我々は米子市さんと一緒にずっと申し入れしていた内容が現実のものになったということですし、それと、EPZ外でも、安全協定を結んで頂いたという先陣をきって全国の電力会社とは違う姿勢を見せて頂いているという所に非常に感謝しているところですけど、今回UPZ内になったということですからご配慮を頂きたいというのが思いです。

(米子市)

米子市はこの項目について県の方から説明がありましたので、言うべきことはありません。ただ、境港市さんも先ほどいわれたが、一般市民、議会の関心がものすごく強くなっており、米子市議会も昨日は活断層について外部の先生を呼んで勉強会をやるというようなことになっており、昨日開かれました。たぶん、今度の12月議会もそれを基にした質問もかなりだと思います。その辺の一般市民の方の関心の強さ議会の関心の強さ、その辺のことを十分踏まえて考えて頂きたいと思っています。

(城平局長)

住民の方々からすると、県境、市町村の境というのは関係が無いというのが思いだと思います。私どもご案内の通り、米子市、境港市、鳥取県は島根県、島根県内の関係市の皆さんと一緒にあって、県境も、市の境も関係なく住民の皆さんの安全を守ろうということで一緒にあって住民避難計画を立てたり、モニタリング体制を全体としてやっていこうという取り組みをやっております。是非、そのような取り組みもご理解頂いたうえで申し入れの4項目について持ち帰って頂いてのご検討をお願いします。

(中国電力)

ただいま申し入れがあった4項目についての詳細、あるいはその背景になります自治体の皆様方の思いを聞かせて頂きました。局長からも今お話がございましたけれども、今日の所は持ち帰らせて頂いて、当社の考え方につきましては別途この協議会の場で回答させて頂ければと思います。

(城平局長)

今日、先ほど4つの項目、改定を求める立地自治体並みの協定の内容ということで、その理由を具体的に説明させて頂きました。この件については今、お持ち帰り頂いて検討されるということでしたので、是非ご検討頂いた上で前向きな回答が頂けることを期待をしておりますので、よろしくをお願いします。また、ご案内の通り島根原子力発電所の再稼働、あるいは稼働につきましては、周辺地元住民の意見を聴いてほしいという住民の大きな声があるという状況になっております。是非この状況につきましても、ご承知頂きた

と思います。私どもは鳥取県としてそのようなことについて国の方にも要望をしておりますので、その事についてもご承知を頂きたいと思います。次回以降の引き続きの協議をお願いをいたしまして本日の挨拶にさせていただきます。

(中国電力)

本日は、当社の安全対策あるいは、防災対策の取り組み状況をご説明させて頂く場を設けさせていただきます、ありがとうございます。また、本題でございます協定の改定項目につきまして詳細をお聞きいたしまして、先ほども申しましたけれども、自治体の皆様方の背景にある思いも重々受け止めております。いずれにしても、今後社内でしっかり検討いたしまして、別途この場でご回答させて頂きたいと思います。また、最後にお話ございました、住民の皆様方の再稼働、あるいは稼働についてのご意見がありがたいという事、こちらの件も承知はしております。いずれにしましても、私どもの発電所の運営、さらには協定改定、いずれも私どもは真摯に対応してまいりますので、引き続きのご指導よろしくお願い申し上げます。